

～ご縁をいただいた、あなたにお届けする～

税理士法人サム・ライズ
 料金後納郵便
 お客様と共に
 走り続けるパートナー
 ゆうメール

おしどり通信

September 2020



公士郎版 Vol.31



子供の頃から昆虫が好きな林 公士郎(こうじろう)です。

9月といえば勿論、クワガタ虫やカブトムシの季節です。大人になってから、オオクワガタの養殖を始めました。なかなか大きなサイズが出来ずに難しかったです(笑)。直接手で触らず、キッチリと温度管理をし、餌を与えるとカブトムシは年末迄生きていました。9月末には死んでしまうと思っていた私もこの生命力には、びっくりしました!!



ねぶたと大自然の青森へGo Go!



Go Toトラベルキャンペーンで7月25日～28日に3泊4日で青森に行って来ました!! メンバーは5名(東京都在住3名、埼玉在住2名)、本来は去年行ったシャスタに行く予定でしたがアメリカへの渡航は許されず、あっけなく中止に。その代わりに国内の旅行に行く事になりました!!

私達は新幹線で新青森駅に行くため大宮で合流し、社内で昼食を食べ、約3時間で新青森駅に到着。レンタカーで特別史跡「三内丸山遺跡」にGo!!

乗車しながら青森県の地図が頭の中に出てきました。青森県には日本海も太平洋もあります。そして気候も場所によって異なり、日本を龍体に例えると青森は喉に当たる。以前来たのは確か、十和田湖と奥入瀬渓流。大間のマグロとねぶた祭りやリンゴが有名くらいしか知らない(汗)。でも凄く面白い県だなあ～と感じる。そうこうしてる間に三内丸山遺跡に到着。遺跡は日本最大級の縄文集落跡で、今から5900～4200年前のものとされて、当時の生活が復元されています!! 大型掘立柱建物跡は、地面に穴を掘り、柱を建てて造った建物跡でかなりの技術があったんだな～と感心しました!!



写真左上: 特別史跡 三内丸山遺跡 入り口 写真右上: 大型掘立柱建物跡
 写真左下: 縄文人と妻 写真右下: ねぶたの家ワ・ラッセ

なかなか気持ちの良い場所で、建物近くの芝生で30分くらい寝てしまいました(笑)。意外と広く、遺跡内に縄文時遊館があり当時の生活や出土品が展示されて

います!! 縄文人と戯れ楽しそうな妻(笑)。次は青森市文化観光交流施設「ねぶたの家 ワ・ラッセ」に行き、大型ねぶたを観ました。テレビでは何度か観たことはありますが、実物を見るのは初めてで豪華絢爛!!これは去年のねぶた大賞の作品です。この様なねぶたが沢山出る「青森ねぶた祭り」をぜひ生で見学してみたいと思いました。

今年はコロナの為に中止だそうで、残念です!! そして観光も無事終了して1日目の宿「浅虫温泉ホテル 秋田屋」さんへ。青森なのに秋田(笑)。まず出迎えてくれたのは、昔流行ったウーパールーパー(笑)。何故こんな所に? 久しぶりに出会え感動!! 部屋から臨む夕日に心が落ち着きます。本日の日の出から日の入と、細やかなサービスがありました。夕食も朝食も魚介が中心でボリューム満点。とても美味しかったです!!



ウーパールーパーがお出迎え

写真上: 部屋からの夕日
 写真下: 日の出・日の入り時刻

2日目は八甲田山の近くを通り、十和田湖と奥入瀬渓流に行きます。その途中で睡蓮沼に立寄りしました。小さい沼ですが、そのパワーが凄かったです。周辺のエネルギーが集まる場所みたいです。行く機会がありましたら、是非お立ち寄り下さいねえ～。そして奥入瀬渓流に到着。相変わらず水が綺麗です。この水は、十和田湖から流れて来ているそうです。どうりで綺麗なはず。そして前回来た時は見なかった雲井の滝を観ました。水量豊富でマイナスイオン出まくりでした(笑)。

実は今回、行きの新幹線から妻が専門学校時代の友人に「今日から青森に行くので明日、都合が合えば会わない?」とLINEしたところ、十和田湖で昼ご飯を一緒に食べる事に!! 待ち合わせ場所は十和田食堂。

To be continued!



写真上: 睡蓮沼(スイレン沼)
 写真下: 奥入瀬渓流

写真上: 雲井(クモイ)の滝 マイナスイオンがスゴイ!
 写真下: 待ち合わせ場所の十和田食堂

OSHIDORI STAFF 通信

Staff Monthly Column No.26 By Masato Shoji



With コロナ コロナ禍の夏休みの過ごし方

こんにちは。

税理士法人サム・ライズ スタッフの東海林将斗です。

あっという間にもう9月ですね。夏が終わり秋が近づいてきた今日この頃ですが、私がこの記事を書いているときはまだ夏季休暇前です。ですが、現時点ではどこにも出かける予定はありません！（笑）。

政府からもお盆の帰省については慎重に考えなければならないとの発言があり、GoTo キャンペーンが実施はされておりますが、どこか旅行へ出かけるにはなかなか気が引ける状態ですね。もし出かけるのだとしてもマスクは必須だとは思いますが、これまでの人生でマスクをあまりしてこなかったせいか、それとも顔が大きいせいなのか、最近はマスクのゴムの影響で耳の裏が痛くなってきております。また暑がりな私は年中汗をかいておりますが、マスクをすると更に汗をかき、マスク越しに会話をしようものなら滝のように汗が流れ出ます。早くマスクをせずに大手を振って街を歩きたいものです。

遠くへ旅行は出来なくても、近場でお祭りや花火大会でもと考えたりしましたが、どこも軒並み延期や中止となり、この調子だと今年は花火を観るのも難しそうです。

私は花火が観たいというよりも屋台で買い物したいという側の人間なので、今年は頑張って屋台風の料理を作って自宅で味わってみようかなと思っております。

圧力鍋活用で 自宅屋台料理でENJOY！

こんなご時世なので必然的に家にいることが多いので料理をする機会に恵まれております。Youtubeなどで料理動画を見てはそれを真似して作ってみたり、また圧力鍋をプレゼントで頂いたので無水力レーなども作るようになりました。圧力鍋を使うと全て柔らかくなるのでとても感動しております。普段ならやるうとも思いませんが、自宅にいる時間が多いこんな時だからこそ鶏ガラを煮込んでラーメンのスープを作りたいなと考えております。なので今年の夏季休暇は自宅で満喫します！



我が家の圧力釜

次に私が文章を書くころには感染を気にせず出掛けられるような日常に戻っていることを祈っております。

絶賛開催中！ 大倒産時代だからこそキャッシュを増やす経営を

定員 **30名** ※先着順

WEB × キャッシュを 増やす塾

会社のキャッシュを増やすノウハウを学べ、毎回課題を実践することで自社のキャッシュが増える

いろいろな業種の経営者、意見交換や交流ができる！

対象者 自社のキャッシュを増やすため、課題を実践していきたい経営者

共同企画

曾根康正
SMCグループ 代表

中小企業経営者のための実践塾

林亜由美
未来会計法人メイキット 代表取締役

これから起業を考えている方も大歓迎！

特徴

キャッシュ戦略	課題認識が強くなる	競争意識が持てる	刺激的な交流
健全な資金調達方法、キャッシュフロー経営、キャッシュ戦略が学べる	共通のテーマによる課題の抽出とディスカッションにより、課題の深堀りができる	他の経営者と一緒にキャッシュを増やしていくので、競争意識が持てる	キャッシュ増加の目的を持った塾の仲間から刺激を受け、行動を持続できる

2020 開催日程: 9/17(木)・11/19(木)・1/21(木)・3/18(木)・5/20(木)

2021 詳細・お申込はWEBにて <https://www.smc-g.co.jp/all-seminar/manage-seminar/11999/>

September
2020

税理士法人サム・ライズ 未来会計法人メイキット

事務所通信

9月1日は防災の日です。今年も大雨による水害が各地で発生していますので、自社の防災対策が十分かどうか、見直してみてもいいのではないでしょうか。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

2020年9月号

■法人による災害支援に関する 税務上の取扱い

■395万人が利用する「ふるさと納税」 泉佐野市などが指定対象に

■新型コロナウイルス感染症に 関連した雇用保険の特例

■BCP（事業継続計画）策定に

■小笠原編集長 『今月はこれについて語ろう！』

税理士法人サム・ライズ 未来会計法人メイキット

埼玉県川越市新宿町1-2-13 川建ビル2F A
TEL：049-249-0222/FAX：049-249-0220

法人による災害支援に関する 税務上の取扱い

今年も全国で災害が発生しています。被害に遭われた方におきましては、心よりお見舞い申し上げます。災害が発生したときには、国や地方公共団体の他、法人や個人からの『支援』は欠かせません。このような『支援』を法人が行ったときの税務上の取扱いを確認します。

❑ 災害義援金

日本赤十字社、社会福祉法人中央共同募金会（以下、中央共同募金会）などが募集する“災害義援金”を法人が支払った場合には、その全額を「国等に対する寄附金」として、支払った日の属する事業年度の損金の額に算入します。

この場合における“災害義援金”とは、当該義援金が最終的に義援金配分委員会等に対して拠出されることが募金趣意書等において明らかにされているものをいいます。

たとえば、日本赤十字社や中央共同募金会が募集している『令和2年7月豪雨災害義援金』が該当します。

❑ 災害見舞金

① 自社の従業員等に対するもの

被災した自社の従業員等に対して災害見舞金を支給した場合には、“一定の基準”を定めた規程に則ったものであれば、福利厚生費として損金の額に算入することができます。

この場合における“一定の基準”とは、①合理的な基準による支給であること、②社会通念上相当の範囲内の金額であること、などをいいます。

② 取引先に対するもの

通常、取引先への見舞金は、交際費等として取扱います。ただし、被災した取引先に対する災害見舞金については、被災の程度や取引状況等を勘案した相応の金額であれば、交際費等ではなく、損金として取扱います。

❑ 売掛金等の免除

通常、取引先に対する売掛金あるいは貸付金の利子の免除を行った場合には、交際費等又は寄附金として取扱います。ただし、その免除の相手が被災した取引先であるときは、通常の営業活動を再開するまでの期間内に復旧支援を目的として行われたものであれば、損金として取扱います。これは、低利融資の場合も同様です。

❑ 自社製品の無償提供

自社製品を救援物資として提供したときに、当該提供ための費用を広告宣伝費に準じて損金の額に算入するためには、提供先が災害による被害を受けた不特定又は多数の者である必要があります。他方、限られた特定の者への贈答を目的としたものは、交際費等又は寄附金として取扱います。

“支援”のカタチは様々です。税務上の取扱いで不明な点がございましたら、当事務所へお問合せください。

【参考】

国税庁「災害に関する法人税、消費税及び源泉所得税の取扱いFAQ」https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/h30/pdf/0018007-094_01.pdf

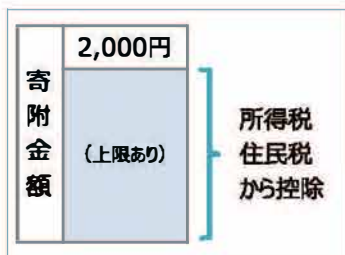
395万人が利用する「ふるさと納税」 泉佐野市などが指定対象に

令和2年6月、大阪府泉佐野市は最高裁で逆転勝訴したことで、「ふるさと納税」を適用することができるようになりました。

今や個人が行う寄附の代表が、この「ふるさと納税」です。総務省の推計※によると、令和元年度の「ふるさと納税」に係る控除適用者数は、全国で395.2万人。前年度の295.9万人から約100万人の増加です。利用者の増加が衰えない「ふるさと納税」について、改めて概要を確認します。

2,000円を超える金額を控除

「ふるさと納税」とは、指定を受けた地方公共団体（以下、団体）へ行った寄附のうち、2,000円を超える部分の金額を所得税や住民税から控除（上限あり）する制度です。



指定を受けた団体

令和元年6月1日から制度が変更され、「ふるさと納税」を適用するには寄附先が**総務大臣の指定を受けた団体**でなければなりません。

変更当初、適用することができない寄附先として、以下の5団体がありました。

東京都、小山町（静岡県）、泉佐野市（大阪府）、高野町（和歌山県）、みやき町（佐賀県）

これらのうち東京都を除く4団体は、申請をしたにもかかわらず指定を受けられません

でした。この不指定を不服とし、泉佐野市が起こした不指定の取消を求めた裁判について、最高裁判所が泉佐野市の主張を認めたことを受け、4団体は「ふるさと納税」の対象となる団体として、それぞれ次の期間について総務大臣から指定されました。

〇令和元年6月1日から令和2年9月30日まで

泉佐野市（大阪府）、高野町（和歌山県）、みやき町（佐賀県）

〇令和2年7月23日から令和2年9月30日まで

小山町（静岡県）

なお、「ふるさと納税」の返礼品を巡り問題が生じた奈半利町（高知県）は、令和2年7月23日付で指定を取り消されました。

申告せずに同様の節税効果

通常「ふるさと納税」は、確定申告を通じて適用します。ただし、確定申告をする必要がない方で、「ふるさと納税」の寄附先が5か所以内の場合は、寄附先の団体へ申出を行うことで、確定申告をすることなく、同様の効果が得られます。これを“ワンストップ特例制度”といいます。先の総務省の推計※では、令和元年度の同制度の適用者は161.6万人と、4割強が利用しています。

「ふるさと納税」といえば、返礼品目当てと思いがちですが、災害支援の手段として利用することができます。たとえば“令和2年7月豪雨”の支援に、「ふるさと納税」を活用されてみてはいかがでしょうか。

（※）総務省「令和元年度ふるさと納税に関する現況調査について」https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/topics/20190802.html

新型コロナウイルス感染症に関連した雇用保険の特例

新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）の拡大を背景に、家族の介護や子どもの世話のために退職せざるをえなくなる、また、雇止めや解雇される労働者が多く発生しています。今回は、このような離職者が受けられる雇用保険の基本手当（いわゆる失業手当）に関する特例について確認します。

給付制限が行われない措置

失業手当は、離職理由により一定期間、給付を受けることのできない給付制限の期間が設けられています。ただし、特定受給資格者（倒産や解雇等が理由の離職者）や、特定理由離職者（一定の雇止め、転居や婚姻等による自己都合退職等が理由の離職者）は、この給付制限の期間が設けられていません。

新型コロナの影響として、2020年2月25日以降に以下の理由により離職した人は、特定理由離職者として扱うことにより、給付制限の期間が設けられないこととなっています。

- ① 同居の家族が新型コロナに感染したことなどにより看護または介護が必要となったことから自己都合離職した場合
- ② 本人の職場で感染者が発生したこと、または本人もしくは同居の家族が基礎疾患を有すること、妊娠中であることもしくは高齢であることを理由に、感染拡大防止や重症化防止の観点から自己都合離職した場合
- ③ 新型コロナの影響で子（小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園などに通学、通園するものに限る）の養育が必要となったことから自己都合離職した場合

給付日数の延長

新型コロナにより、経済状況は急激に悪化し、以前の状況に戻るには相当の時間を要するともいわれています。求人倍率も大幅に減少し、離職者の求職活動の長期化等が予想されます。そのため、失業手当の受給者について、給付日数が延長されることになりました。

対象となる離職者は、以下の対象者のうち、2020年6月12日以降に所定給付日数分の基本手当の支給が終了する人です。

離職日	対象者
2020年4月7日以前	離職理由を問わない（全受給者）
2020年4月8日から 2020年5月25日まで	特定受給資格者および特定理由離職者
2020年5月26日以降	新型コロナの影響により離職を余儀なくされた特定受給資格者および特定理由離職者（雇止めの場合に限る）

延長される給付日数は原則60日ですが、以下に該当する人は、30日となります。

- 35歳以上45歳未満で所定給付日数270日の人
- 45歳以上60歳未満で所定給付日数330日の人

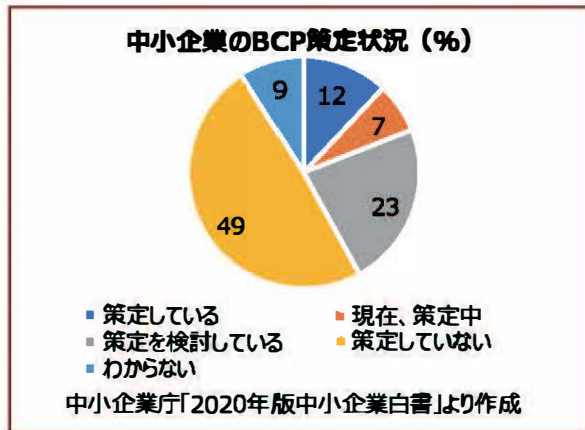
所定の求職活動がないことで失業認定日に不認定処分を受けたことがある場合等、対象とならないこともあります。その一方で新型コロナにより求職活動ができない場合や、ハローワークに出向いて失業の認定が受けられない場合の特例も設けられています。新型コロナの影響で離職する従業員には、特例が設けられていることを伝えるとよいでしょう。

BCP(事業継続計画)策定による効果

企業には突然の災害や感染症など、事業の継続を脅かす事態に備えることが求められます。その対策としてBCP（事業継続計画）の策定があります。

BCP策定割合が低い中小企業

2020年版中小企業白書（以下、白書）※によると、2019年に行われた調査における中小企業のBCP策定状況は下グラフのとおりです。



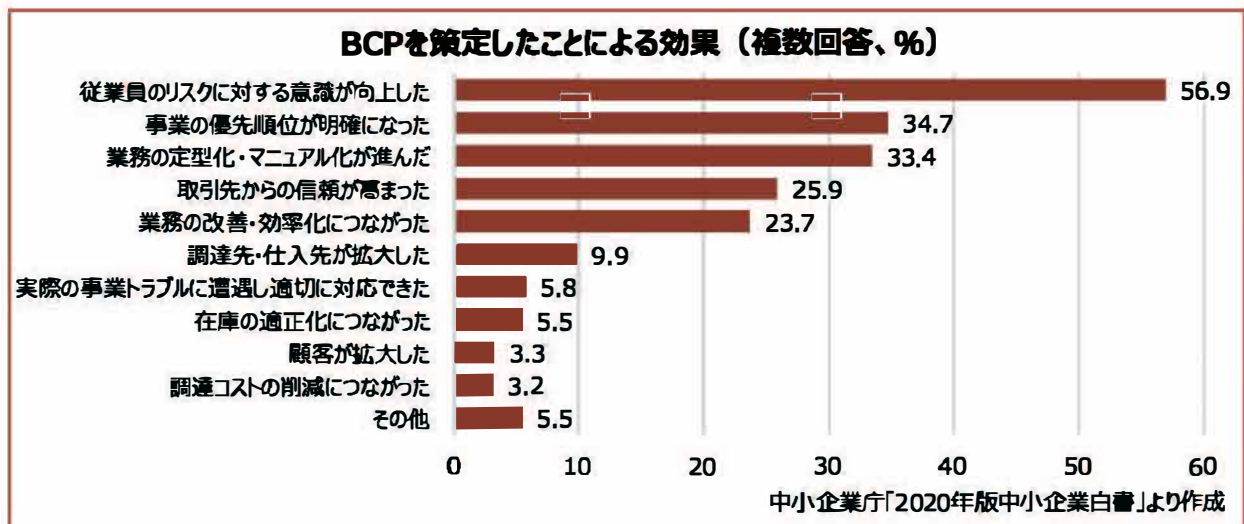
策定している割合は12%です。ちなみに、大企業の策定割合は29%でした。

BCP策定による効果

中小企業の策定割合が低いBCPですが、白書からBCPを策定した中小企業における効果をまとめると、下グラフのとおりです。

従業員のリスクに対する意識の向上が、50%を超えました。その他、業務の優先順位の明確化や業務の定型化・マニュアル化の進展、取引先からの信頼向上など、いろいろな面で効果がでているようです。

中小企業庁では、中小企業のBCP策定を支援するページ「中小企業BCP策定運用指針」(<https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>)を用意しています。BCPに取り組んだことのない企業は、こうしたページなども参考にしながら、BCPの策定に取り組んではいかがでしょうか。



※中小企業庁「2020年版中小企業白書」

https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2020/PDF/2020_pdf_mokujityuu.htm

BCPは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことをいいます。

今月は19日から4連休があります。取引先の休業状況も確認しておきましょう。また台風シーズンですので、防災や安全対策の見直しを図り、万が一に備えておくことも大切です。

2020年9月

お仕事備忘録

1. 社会保険料 定時決定結果の反映 (9月より)

2. 厚生年金保険の標準報酬月額最高等級引き上げ

3. 地域別最低賃金の改定額の公示

4. 各種助成金の延長期間

5. 複数就業者の労災保険給付の取扱い変更

6. 障害者雇用支援月間

7. 防災や安全対策の見直し

1. 社会保険料 定時決定結果の反映 (9月より)

7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。新しい標準報酬月額に基づいた保険料は、9月分(10月末納付)からです。従業員の給与からの社会保険料控除(翌月控除、当月控除)については各々の取扱いをご確認ください。

2. 厚生年金保険の標準報酬月額最高等級引き上げ

現在、厚生年金保険の標準報酬月額は、最高等級が31等級(62万円)となっていますが、2020年9月1日から新たに32等級(65万円)が追加されます。これにより、報酬月額が63万5千円以上であれば32等級となり、保険料が増えることとなります。

3. 地域別最低賃金の改定額の公示

10月1日以降に発効される2020年度の地域別最低賃金が公示されます。都道府県ごとに改定額と発効年月日が異なるため、確認の上、自社の従業員について最低賃金を下回る設定になっていないかどうか調べるようにしましょう。

4. 各種助成金の延長期間

助成率及び上限金額の引き上げが行われた雇用調整助成金の緊急対応期間と、小学校休業等対応助成金の対象期間は、いずれも9月30日までです。(7月30日時点の情報です)

5. 複数就業者の労災保険給付の取扱い変更

労働者災害補償保険法の改正により、2020年9月1日以降、複数の会社で就業している人が労働災害にあった場合、労災保険の給付額は、すべての勤務先の賃金額を合算した金額をもとに決定されるようになります。

6. 障害者雇用支援月間

9月は障害者雇用支援月間です。現在、民間企業における障害者の法定雇用率は2.2%となっていますが、2021年4月までに2.3%への引き上げが予定されています。そのため法定雇用率を満たしていない企業では、障害者雇用に向けて採用活動を強化していきましょう。

7. 防災や安全対策の見直し

[防災対策]

9月1日は防災の日です。折りしも台風シーズンで、風水害が多発する季節でもあります。防災対策の見直し機会と捉えて、再点検しましょう。

[交通安全運動]

秋の全国交通安全運動が9月21日から9月30日にかけて行われます。最近では自動車に限らず、自転車の交通安全に関する取り組みも進められています。自転車による事故であっても、加害者が高額な損害賠償を負うケースがあり、一部の地方自治体では自転車損害賠償保険の加入義務化を条例で定めています。業務や通勤で自転車を利用する場合は、この機会に安全運転の徹底と保険加入状況の確認をしておくようにしましょう。

お仕事 カレンダー

2020.9

台風シーズンです。防災や安全対策の見直しを図るとともに、納期遅れ等のトラブルに備えた整備（取引先への連絡手段、代替手段など）もしておきましょう。



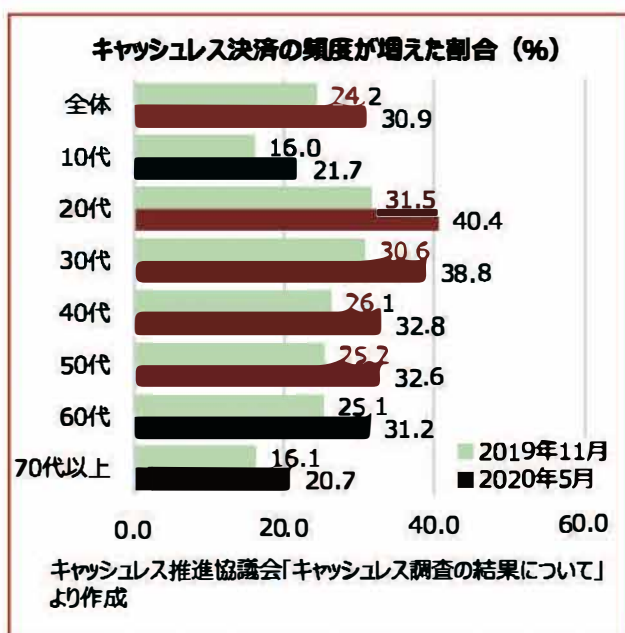
日	曜日	六曜	項目
1	火	友引	
2	水	先負	
3	木	仏滅	
4	金	大安	
5	土	赤口	
6	日	先勝	
7	月	友引	白露
8	火	先負	
9	水	仏滅	
10	木	大安	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（8月分）
11	金	赤口	
12	土	先勝	
13	日	友引	
14	月	先負	
15	火	仏滅	
16	水	大安	※例年9月16日に開始される新卒高校生の採用選考・内定は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、本年度は10月16日より開始となります。
17	木	友引	
18	金	先負	
19	土	仏滅	
20	日	大安	
21	月	赤口	敬老の日 ●秋の全国交通安全運動（～30日まで）
22	火	先勝	秋分 秋分の日
23	水	友引	
24	木	先負	
25	金	仏滅	
26	土	大安	
27	日	赤口	
28	月	先勝	
29	火	友引	
30	水	先負	●健康保険・厚生年金保険料の支払（8月分）

還元事業実施による キャッシュレス決済の利用状況

昨年10月から始まったキャッシュレス・ポイント還元事業（以下、還元事業）が6月30日で終了しました。ここでは経済産業省が発表した調査結果※から、還元事業実施による消費者のキャッシュレス決済の利用状況をみていきます。

□ すべての年代で利用頻度が増加

上記調査結果から、還元事業実施によって、キャッシュレス決済の頻度が増えた割合をまとめると、下グラフのとおりです。



全体では5月時点で30.9%と、11月時点よりも6.7ポイント増加しました。

□ 進むクレジットカード以外の利用

2020年5月時点で、1週間に1回以上キャッシュレス決済を利用している割合を、種類別にまとめると下表のとおりです。

10代以外は、クレジットカードの利用割合が最も高い状況です。その他、交通系以外電子マネーが40～60代で、QR/バーコード決済は20～40代で20%を超えるなど、クレジットカード以外の利用も進んでいることがうかがえます。

□ 8割が今後も利用したいと回答

キャッシュレス決済の今後の利用については、利用している消費者の80%が還元事業終了後も利用したいとしています。

還元事業によって、消費者のキャッシュレス決済利用が進みました。事業者側もキャッシュレス対応を進めることが、顧客の利便性を高め、顧客獲得にも役立つでしょう。

1週間に1回以上利用している割合 (%)

	全体	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
クレジットカード	34.1	6.8	31.3	38.8	34.3	35.9	38.3	31.1
デビットカード	2.5	2.6	4.6	3.4	2.5	2.2	1.6	1.5
交通系電子マネー	5.0	6.7	8.1	7.8	5.3	4.4	3.4	1.8
交通系以外電子マネー	18.2	8.1	15.0	19.7	21.8	23.7	21.5	13.9
QR/バーコード決済	17.4	12.2	24.2	26.8	21.2	19.4	14.7	6.7

※交通系電子マネーは買い物時での利用割合

キャッシュレス推進協議会「キャッシュレス調査の結果について」より作成

※2020年6月30日の経済産業省ニュースリリース「キャッシュレス・ポイント還元事業に関する消費者及び店舗向けアンケートの調査結果を公表しました」に掲載の「キャッシュレス調査の結果について」。この調査は一般財団法人キャッシュレス推進協議会が3回にわたり実施したもので、各回、消費者約2万7,000人、事業者7,000社程度が回答しています。詳細は次のURLのページから確認いただけます。 <https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200630003/20200630003.html>



9月になりました。

今年は梅雨が長く、また子供たちの夏休みも8月に入ってからだった為夏が短く感じます。皆様、夏休みはどのように過ごされたのでしょうか？殆どの方は、遠出はせずいつもの違った夏休みを過ごされたかと思います。来年の夏は、今年行けなかった所・やりたかった事など、楽しく過ごせる夏になりますように！！！！

さて今月のお題ですが、こんな世の中だからこそ、みなさんの小さな幸せ～♪をおすそわけ。。

今月のお題
 最近の幸せ～♪
 Happy～♪
 な出来事は？？

**小笠原編集長の
 今月は、
 これについて語ろう！**

kaori ishida
 石田 香



最近、埼玉の実家に住んでいる姪と甥の成長に幸せを感じます。春頃はコロナの為、実家へ帰る頻度も減っていましたが、8月は夏季休暇をもらい少し長めに帰省しました。5歳の姪はよく喋り可愛いワガママを連発しますがw、トイレの時には必ず私を連れて行き成長した姿を見せてくれます。2歳の甥はまだ舌足らずですが一生懸命言葉を送って伝えようとしてきます。大人が言う事を何度も繰り返して覚えている姿に成長を感じます！

eml ogasawara
 小笠原 恵美



毎日毎日 happy に過ごしていると思っている小笠原です(笑)小さな出来事も、些細な事でも幸せ～と思っています。最近では、お土産で頂いた唐揚げが美味しくて幸せ～♪誕生日月だった為、色々頂いたり31アイスが無料だったり…スケートボードが1発で乗れたり…。売り切れで今年は食べられないと諦めていたレイニアチェリーが買えた！！など(笑)小さな事ですが私には嬉しく happy な出来事でした！

maiko segawa
 瀬川 舞子



先日迎えた誕生日に、主人からお花と息子からハッピーバースデーの歌をプレゼントしてもらいました(*´艸`)大好きなひまわりの花には手作りのメッセージカードがついていて、主人の心遣いと息子の成長がとても嬉しかったです。それから数日かけて息子は何度もオリジナルのハッピーバースデーを歌ってくれました♪

masato shoji
 東海林 将斗



最近の幸せな出来事は、事務所の近くにリンガーハットが出来たことです。夏バテの時にはいつも皿うどんを食べておりました。麺がバリバリしているので食欲がなくてもなんとか食べれました。今までは日高屋で食べていたのですが、皿うどんは大盛が出来ませんでした。しかし、リンガーハットの皿うどんは麺がなんと2倍に出来ます。でも2倍にすると結構苦しいです…。

haruka omi
 尾身 はる香



私の小さな幸せ、それは何といっても instagram のオススメ?(笑)で出てくる投稿を見ることです！動物系の動画ばかりみているので、紐づいてオススメされる投稿を見てはキュンキュンしています。見ているときは完全に口元緩んでます(笑)。電車で見ると時なんて、本当気を付けないと変な人です。笑マスク越しでもばれます。どの投稿も可愛いかったり、クスッと笑えるものだったりで大変癒されます～

ryoko nakanishi
 中西 亮子



私の最近の幸せは、息子が無事1歳の誕生日を迎えられた事です。こんな世の中ですから、大きな病気やケガなくこの日を迎えられた事が何よりもありがたく感じます。とはいえ、折角の誕生日なのにコロナの影響で何処にも連れて行ってあげられなかったため、来年の夏こそは盛大にお祝いしてあげたいです。

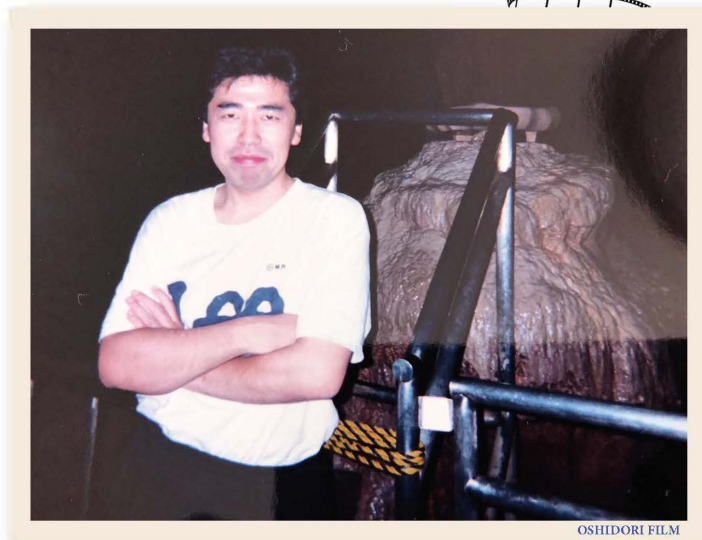


Have a nice month!

SOME·RIZE & MAKEIT HISTORY

📷 思い出のこの一枚

A PHOTO OF MEMORIES



OSHIDORI FILM

今月の一枚

今からおよそ 27 年くらい前。
福島？か栃木？の鍾乳洞で撮った一枚、顔がチョッと怖い(笑)。

By 公士郎

今月も最後までお読み頂きありがとうございました。
税理士法人サム・ライズ 未来会計法人メイキット株式会社

☆おしどり通信は、林公士郎・亜由美がご縁をいただいた方に毎月お届けしています。ご意見ご感想などお寄せいただけるととても喜びます☆

発行元：税理士法人サム・ライズ

〒350-1124 埼玉県川越市新宿町 1-2-13 川建ビル 2F A TEL: 049-249-0222 FAX: 049-249-0220

e-mail: ayumi-hayashi@some-rize.net URL: <http://www.some-rize.jp> 発行編集責任者：林 亜由美